

和歌山県和歌山海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和共第1号	加太漁業協同組合	和歌山市加太地先	次の基点第1号、ア、イ、ウ、エ及び基点第11号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部においては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第 1号 大阪府和歌山県界に設置した標識 基点第 6号 和歌山市加太沖ノ島最西端に設置した標識 基点第11号 和歌山市加太磯ノ浦界に設置した標識 ア 基点第1号から305°－20′ の方位線とイから大阪府観音崎見通し線との交点 イ 基点第6号から336°－20′ 3. 480m点 ウ 基点第6号から209°－50′ 2. 600mの点 エ 基点第11号から兵庫県沼島南端見通し線とウから有田市初島町沖ノ島西端見通し線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いその漁業 にまいがい漁業 たこ漁業 えむし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	和歌山市加太、深山、大川	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。
和共第2号	雑賀崎漁業協同組合	和歌山市雑賀崎地先	次の基点第13号、ア、イ、ウ、エ及び基点第19号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第12号 和歌山市雑賀崎旧和歌山港内港堤防基部に設置した標識 基点第13号 和歌山市雑賀崎旧和歌山港一文字防波堤基部に設置した標識 基点第19号 和歌山市雑賀崎田野界に設置した標識 基点第21号 和歌山市田野波早崎最南端に設置した標識 ア 基点第13号から339°－54′ の方位線と基点第12号から264°－20′ の方位線との交点 イ 基点第12号から264°－20′ 1. 600mの点 ウ 基点第21号から258°－20′ 1. 820mの点 エ 基点第19号から202°－50′ 1. 660m	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	和歌山市雑賀崎、西浜	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和共第4号	和歌浦漁業協同組合	和歌山市新和歌浦から布引に至る地先	次の基点第24号、ア、イ、ウ及び基点第40号の各点を順次に結んだ線、エと基点第39号を結んだ線、基点第131号と基点第132号を結んだ線、基点第35号と基点第34号を結んだ線、オと基点第33号を結んだ線、和歌山市和歌浦中三所橋南端、同市不老橋下流端及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次のカ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域及びコ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びチの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。 基点第 24号 和歌山市田野新和歌浦界に設置した標識 基点第 26号 和歌浦漁港西防波堤基部に設置した標識 基点第 33号 和歌山市和歌浦中観海閣北東端に設置した標識 基点第 34号 和歌山市和歌浦東和歌川町界に設置した標識 基点第 35号 和歌山市紀三井寺三基界に設置した標識 基点第 39号 和歌山市布引巻の川河口右岸西角に設置した標識 基点第 40号 和歌山市毛見布引界に設置した標識 基点第131号 和歌山市紀三井寺布引界に設置した標識 基点第132号 和歌山市紀三井寺大門河口右岸土管に設置した標識 ア 基点第24号から174° -40' 900mの点 イ 基点第26号から174° -20' 1,000mの点 ウ 基点第40号から258° -20' 1,000mの点 エ 基点第39号から174° -20' の方位線と対岸との交点 オ 基点第33号から354° -20' の方位線と対岸との交点 カ 北緯34° 11' 12"、東経135° 10' 02" の点（世界測地系。以下同じ。） キ カから221° -51' 410mの点 ク ケから192° -51' 188mの点 ケ 基点第26号から287° -51' 9mの点 コ 北緯34° 10' 58"、東経135° 10' 18" の点 サ コから238° -37' 150mの点 シ コから254° -25' 155mの点 ス コから251° -02' 195mの点 セ チから226° -02' 195mの点 ソ チから222° -49' 155mの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	（第一種共同漁業） わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いその漁業 にまいがい漁業 たこ漁業 えむし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 （第二種共同漁業） 雑魚刺網漁業 かに刺網漁業 （第三種共同漁業） 雑魚地曳網漁業	（第一種共同漁業） 1月1日から12月31日まで （第二種共同漁業） 1月1日から12月31日まで （第三種共同漁業） 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	和歌山市新和歌浦、和歌浦南、和歌浦中、和歌浦西、和歌浦東、布引、毛見	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。
和共第5号	海南市漁業協同組合 和歌山北漁業協同組合	海南市下津町地先	次の基点第50号とアを結んだ線、アからイに至る距岸500m（最大高潮時海岸線からの離岸距離をいう。以下同じ。）の等距離線、イ、ウ、エ、基点第75号及び基点第73号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、基点第72号とオを結んだ線、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第50号 海南市冷水下津町界に設置した標識 基点第67号 海南市下津町大崎青石鼻通称大戻り西端に設置した標識 基点第71号 海南市下津町方金山崎突端に設置した標識 基点第72号 海南市下津町方前川橋から下流68mの加茂川右岸に設置した標識 基点第73号 海南市下津町下津ENEOS和歌山製油所護岸に設置した標識 基点第75号 有田市初島町地ノ島鹿ノ首突端に設置した標識 ア 基点第50号から339° -20' 500mの点 イ 基点第67号から198° -44' 500mの点 ウ 基点第67号から198° -44' の方位線と基点第71号から279° -55' の方位線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	（第一種共同漁業） わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 えむし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 （第二種共同漁業） 雑魚小型定置漁業 雑魚刺網漁業 かに刺網漁業 いわし・あじ・さば敷網漁業	（第一種共同漁業） 1月1日から12月31日まで （第二種共同漁業） 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	海南市下津町塩津、丸田、大崎、方、下津	刺網及び敷網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和共第6号	有田箕島漁業協同組合	有田市初島町地先	次の基点第73号、基点第75号、ア、イ及び基点第81号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域並びに有田市初島町沖ノ島周辺最大高潮時海岸線と同線より沖合350mの等距離線によって囲まれた区域。ただし、基点第74号、流石、毛無岩、仏石及び有田市港町苅藻防波堤突端を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。 基点第73号 海南市下津町下津ENEOS和歌山製油所護岸に設置した標識 基点第74号 有田市初島町浜ENEOS和歌山製油所護岸に設置した標識 基点第75号 有田市初島町地ノ島鹿ノ首突端に設置した標識 基点第81号 有田市港町苅藻西側に設置した標識 ア 基点第75号から282° - 25' 950mの点 イ 基点第81号から298° - 25' 200mの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 とこふし漁業 さざえ・かき・いそのもの漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	有田市初島町浜、里	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。
和共第7号	有田箕島漁業協同組合	有田市地先	次の基点第81号、ア及びイの各点を順次に結んだ線、イからウに至る距岸600mの等距離線、ウとエを結んだ線、エからオに至る距岸200mの等距離線、オと基点第104号を結んだ線、最大高潮時海岸線、基点第87号と力を結んだ線、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第 81号 有田市港町苅藻西側に設置した標識 基点第 87号 有田市新堂関西電力高圧線鉄塔跡に設置した標識 基点第104号 有田市千田有田郡湯浅町田界に設置した標識 基点第385号 有田市宮崎町宮崎ノ鼻西端に設置した標識 ア 基点第81号から298° - 25' 200mの点 イ 基点第385号から294° - 55' 600mの点 ウ 有田市宮崎町藻崎突端から日高郡由良町白崎突端見通し線上600mの点 エ 有田市宮崎町藻崎突端から日高郡由良町白崎突端見通し線上200mの点 オ 基点第104号から244° - 29' 200mの点 カ 基点第87号から174° - 47' の方位線と	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふりのり漁業 あわび漁業 とこふし漁業 さざえ・かき・いそのもの漁業 にまいかい漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺網漁業 かに刺網漁業 うなぎ籠漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	有田市港町、宮崎町、千田、箕島、野、古江見	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和共第8号	湯浅湾漁業協同組合	有田郡湯浅町及び広川町地先	次の基点第104号とアを結んだ線、アからイに至る距岸200mの等距離線、イと基点第363号を結んだ線、基点第364号とウを結んだ線、ウからエに至る距岸200mの等距離線、エと基点第133号を結んだ線、最大高潮時海岸線、紀勢本線広川鉄橋下流端、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第104号 有田市千田有田郡湯浅町田界に設置した標識 基点第133号 有田郡広川町日高郡由良町界に設置した標識 基点第362号 有田郡湯浅町湯浅広港築港防波堤灯台基部に設置した標識 基点第363号 有田郡湯浅町湯浅中央公民館前防波堤屈折部に設置した標識 基点第364号 有田郡湯浅町湯浅南浜埋立防波堤南西端に設置した標識 基点第365号 有田郡広川町湯浅広港天皇突堤屈曲部中央に設置した標識 ア 基点第104号から244° -29' 200mの点 イ 基点第362号から237° -30' 70mの点 ウ 基点第365号から332° -00' 150mの点 エ 基点第133号から356° -44' 200mの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いそもの漁業 にまいかい漁業 たこ漁業 えむし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 鮫魚小型定置漁業 鮫魚刺網漁業 (第三種共同漁業) 鮫魚曳網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	有田郡湯浅町田、栖原、湯浅、広川町広、山本、西広、唐尾	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。
和共第9号	湯浅湾漁業協同組合 有田箕島漁業協同組合	有田郡湯浅町毛無島、苅藻島地先	有田郡湯浅町毛無島の最大高潮時海岸線と同線より沖合200mの等距離線によって囲まれた区域及び有田郡湯浅町苅藻島の最大高潮時海岸線と同線より沖合200mの等距離線によって囲まれた区域	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いそもの漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) いわし・あじ・さば敷網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	有田市千田、有田郡湯浅町田、栖原、湯浅、広川町広、山本、西広、唐尾	敷網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。
和共第11号	湯浅湾漁業協同組合 有田箕島漁業協同組合	有田郡湯浅町地先三神瀬周辺及び広川町地先梶取瀬西方	次のアを中心とし500mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域及び次のエを中心とし225mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域。ただし、ウから日高郡由良町黒島東端見通し線以南の区域を除く。 基点第114号 有田郡湯浅町苅藻島通称よこかるも北西端に設置した標識 基点第133号 有田郡広川町日高郡由良町界に設置した標識 ア 基点第114号から334° -50' 1, 750mの点 イ 基点第133号から356° -44' 230mの点 ウ イから317° -50' 1, 580mの点 エ ウから日高郡由良町黒島東端見通し線上295mの点	第一種共同漁業	(第一種共同漁業) いせえび漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	有田市港町、宮崎町、箕島、千田、有田郡湯浅町田、栖原、湯浅、広川町広、山本、西広、唐尾	なし
和共第12号	湯浅湾漁業協同組合 有田箕島漁業協同組合 紀州日高漁業協同組合	有田郡湯浅町地先伯母瀬及びソノ瀬周辺	有田郡湯浅町地先伯母瀬中央を中心とし500mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域及び有田郡湯浅町地先ソノ瀬中央を中心とし500mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) いせえび漁業 (第二種共同漁業) いわし・あじ・さば敷網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	有田市港町、宮崎町、箕島、千田、有田郡湯浅町田、栖原、湯浅、広川町広、山本、西広、唐尾、日高郡由良町三尾川、衣奈	敷網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・種別の別	関係地区	条件
和共第14号	湯浅湾漁業協同組合	有田郡広川町鷹島地先		有田郡広川町鷹島の最大高潮時海岸線と同線より沖合200mの等距離線によって囲まれた区域並びに次の基点第130号、ア、イ及び基点第130号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第130号 有田郡広川町鷹島通称赤ゲの鼻に設置した標識 ア 基点第130号から284° -29' 350mの点 イ 基点第130号から224° -29' 350mの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 えむし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 雑魚刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	有田郡広川町広、山本、西広、唐尾	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。
和共第17号	紀州日高漁業協同組合 由良町漁業協同組合	日高郡由良町地先		次の基点第133号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点第166号、キ、基点第161号及び基点第162号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあつては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域。ただし、日高郡日高町鷹島の最大高潮時海岸線と同線より沖合200mの等距離線によって囲まれた区域を除く。 基点第133号 有田郡広川町日高郡由良町界に設置した標識 基点第152号 日高郡由良町大引白崎の鼻突端に設置した標識 基点第157号 日高郡由良町大引神谷界平婆岩頂点に設置した標識 基点第161号 日高郡由良町鷹島頂点に設置した標識 基点第162号 日高郡由良町神谷通称水流れの鼻に設置した標識 基点第166号 日高郡日高町蟻島陸地測量部三角点に設置した標識 基点第167号 日高郡由良町日高町界に設置した標識 ア 基点第133号から356° -44' 230mの点 イ アから317° -50' 1, 580mの点 ウ イから日高郡由良町黒島東端見通し線上520mの点 エ 日高郡由良町黒島北端から354° -20' 1, 000mの点 オ 基点第152号から286° -20' 2, 000mの点 カ 基点第157号から262° -20' 1, 000mの点 キ 基点第161号から基点第167号見通し線と基点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがいの漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 えむし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 雑魚刺網漁業 いわし・あじ・さば敷網漁業 うつぼ籠漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地曳網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	日高郡由良町三尾川、衣奈、戸津井、小引、大引、神谷、吹井	刺網及び敷網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。
和共第18号	由良町漁業協同組合	日高郡由良町吹井地先		次の基点第162号、基点第161号、ア、イ、ウ、エ及び基点第163号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあつては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第161号 日高郡由良町鷹島頂点に設置した標識 基点第162号 日高郡由良町神谷通称水流れの鼻に設置した標識 基点第163号 日高郡旧由良村旧白崎村界に設置した標識 基点第167号 日高郡由良町日高町界に設置した標識 ア 基点第161号から基点第167号見通し線上200mの点 イ 基点第163号から205° -30' 460mの点 ウ 基点第163号から205° -30' 250mの点 エ 基点第163号から166° -15' 200mの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	日高郡由良町神谷、吹井	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和共第19号	比井崎漁業協同組合 由良町漁業協同組合	日高郡日高町蠼島地先		日高郡日高町蠼島の最大高潮時海岸線と同線より沖合200mの等距離線によって囲まれた区域	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがい漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 雑魚刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	日高郡由良町神谷、吹井、日高町志賀、方杭、小浦、津久野、比井、産湯、阿尾	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに 限る。
和共第20号	比井崎漁業協同組合	日高郡日高町地先		次の基点第167号、ア、基点第166号、基点第182号、イ、ウ、基点第173号及び基点第174号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域。ただし、日高郡日高町蠼島の最大高潮時海岸線と同線より沖合200mの等距離線によって囲まれた区域を除く。 なお、雑魚小型定置漁業については、上記区域のうち、基点第294号及び基点第166号の各点を順次に結んだ線、基点第182号、日高郡日高町小浦小浦崎西端及び日高郡日高町阿尾馳出の鼻西端を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域(「雑魚小型定置漁場」という。)に限る。 基点第166号 日高郡日高町蠼島陸地測量部三角点に設置した標識 基点第167号 日高郡由良町日高町界に設置した標識 基点第173号 日高郡日ノ御崎地先大倉礁頂上に設置した標識 基点第174号 日高郡日ノ御崎に設置した標識 基点第182号 日高郡日高町蠼島通称せきのつめに設置した標識 基点第294号 日高郡日高町方杭方杭崎西端に設置した標識 ア 基点第167号から日高郡由良町蠼島頂上見通し線と基点第166号から日高郡由良町高見山見通し線との交点 イ 基点第182号から232° -20' 1, 880mの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがい漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 雑魚刺網漁業 うつぼ籠漁業 (第三種共同漁業) 雑魚曳網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	日高郡日高町志賀、方杭、小浦、津久野、比井、産湯、阿尾	1 刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに 限る。 2 雑魚小型定置漁業は、雑魚小型定置漁場の区域内で営むこととする。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和共第2 1号	紀州日高漁業協同組 合 三尾漁業協同組合	日高郡美浜町及び御坊 市塩屋町地先	次の基点第174号、基点第173号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第180号の各点を順次に結んだ線、基点第181号と基点第178号を結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域。ただし、基点第178号、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ及びマの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。 基点第173号 日高郡日ノ御崎大倉礎頂上に設置した標識 基点第174号 日高郡日ノ御崎に設置した標識 基点第178号 御坊市塩屋町北塩屋大浜に設置した標識 基点第180号 御坊市御坊火力発電所西防波堤に設置した標識 基点第181号 御坊市御坊火力発電所南防波堤に設置した標識 ア 基点第173号から257° -59' 900mの点 イ 基点第173号から205° -18' 900mの点 ウ 基点第173号から164° -34' 900mの点 エ ウから75° -33' の方位線とオから紀伊日ノ御崎灯台見越し線との交点 オ 基点第180号から御坊市鰐島西端見越し線上3、400mの点 カ 基点第178号から228° -04' 1、114mの点 キ 基点第178号から229° -06' 1、150mの点 ク 基点第178号から229° -31' 1、145mの点 ケ 基点第178号から234° -46' 1、382mの点 コ 基点第178号から239° -06' 1、397mの点 サ 基点第178号から239° -02' 1、408mの点 シ 基点第178号から241° -52' 1、423mの点 ス 基点第178号から241° -54' 1、419mの点 セ 基点第178号から243° -09' 1、427mの点 ソ 基点第178号から242° -16' 1、517mの点 タ 基点第178号から257° -20' 1、682mの点 チ 基点第178号から258° -54' 1、602mの点 ツ 基点第178号から258° -17' 1、592mの点 テ 基点第178号から254° -48' 1、027mの点 ト 基点第178号から261° -12' 845mの点 ナ 基点第178号から262° -01' 848mの点 ニ 基点第178号から268° -02' 599mの点 ヌ 基点第178号から267° -23' 597mの点 ネ 基点第178号から274° -44' 440mの点 ノ 基点第178号から274° -09' 438mの点 ハ 基点第178号から278° -06' 385mの点 ヒ 基点第178号から275° -47' 377mの点 フ 基点第178号から305° -45' 276mの点 ヘ 基点第178号から333° -31' 234mの点 ホ 北緯33° 52' 16.24'、東経135° 9' 32.2"の点 マ 北緯33° 52' 16.59'、東経135° 9' 33.52"の点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがいがい漁業 さざえ・かき・いそのも漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺網漁業 うづぼ籠漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地曳網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	日高郡美浜町三尾、和田、吉原、浜ノ瀬、田井、御坊市名屋、名屋町、御坊、園、島、塩屋町	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。
和共第2 2号	紀州日高漁業協同組 合	御坊市塩屋町、名田町 地先	次の基点第178号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第186号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域。ただし、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ及び基点第178号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。 基点第178号 御坊市塩屋町北塩屋大浜に設置した標識 基点第179号 御坊市鰐島中央部に設置した標識 基点第183号 御坊市塩屋町南塩屋権現岩に設置した標識 基点第184号 御坊市塩屋町名田町界に設置した標識 基点第186号 御坊市名田町日高郡印南町界に設置した標識 ア 基点第178号から228° -04' の方位線と基点第183号から268° -30' の方位線との交点 イ 基点第183号から268° -30' 763mの点 ウ 基点第179号から253° -25' 1、520mの点 エ 基点第184号から239° -17' 2、180mの点 オ 基点第184号から239° -17' 1、870mの点 カ 基点第184号から223° -29' 2、800mの点 キ 基点第186号から214° -29' 2、800mの点 ク 基点第178号から192° -40' 499mの点 ケ 基点第178号から192° -14' 516mの点 コ 基点第178号から207° -50' 621mの点 サ 基点第178号から208° -29' 613mの点 シ 基点第178号から210° -45' 637mの点 ス 基点第178号から206° -26' 695mの点 セ 基点第178号から217° -25' 836mの点 ソ 基点第178号から216° -43' 845mの点 タ 基点第178号から229° -06' 1、150mの点 チ 基点第178号から229° -31' 1、145mの点 ツ 基点第178号から234° -46' 1、382mの点 テ 基点第178号から239° -06' 1、397mの点 ト 基点第178号から239° -02' 1、408mの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがいがい漁業 さざえ・かき・いそのも漁業 たこ漁業 えむし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺網漁業 かに刺網漁業 うづぼ籠漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地曳網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	御坊市塩屋町、名田町	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和共第23号	紀州日高漁業協同組合	日高郡印南町地先	次の基点第186号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第189号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第186号 御坊市名田町日高郡印南町界に設置した標識 基点第188号 日高郡印南町切目崎に設置した標識 基点第189号 日高郡印南町みなべ町界に設置した標識 ア 基点第186号から214° -29' 2, 500mの点 イ 基点第188号から308° -29' 1, 120mの点 ウ 基点第188号から203° -59' 1, 160mの点 エ 基点第188号から160° -34' 1, 400mの点 オ 基点第189号から208° -27' 1, 000mの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 えむし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺網漁業 うつぼ籠漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地曳網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高郡印南町津井、印南、西ノ地、島田、山口	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。
和共第24号	紀州日高漁業協同組合	日高郡みなべ町地先	次の基点第189号、ア、イ、ウ、基点第192号及び基点第193号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域、基点第191号を中心とし150mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域並びにエ、オ、カ、キ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域(「雑魚小型定置漁場」という。) 基点第189号 日高郡印南町みなべ町界に設置した標識 基点第190号 日高郡みなべ町東岩代川河口右岸防波堤北端から61mの点に設置した標識 基点第191号 日高郡みなべ町通称市の島中央部に設置した標識 基点第192号 日高郡みなべ町塚地先通称菊見島に設置した標識 基点第193号 日高郡みなべ町田辺市界に設置した標識 ア 基点第189号から208° -27' 1, 000mの点 イ 基点第189号から129° -47' 2, 640mの点 ウ 基点第192号から240° -27' 1, 200mの点 エ 基点第190号から221° -28' 640mの点 オ 基点第190号から193° -58' 610mの点 カ 基点第190号から199° -03' 1, 950mの点 キ 基点第190号から207° -58' 1, 960mの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばいまがきがきい漁業 さざえ・かき・いその漁業 にまいがきい漁業 たこ漁業 えむし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 雑魚刺網漁業 かに刺網漁業 うつぼ籠漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地曳網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高郡みなべ町西岩代、東岩代、山内、埴田、堺	1 刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。 2 雑魚小型定置漁業は、雑魚小型定置漁場の区域内で営むこととする。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和共第27号	和歌山南漁業協同組合 新庄漁業協同組合	田辺市地先	次の基点第193号、基点第192号、ア、基点第212号、イ、ウ、エ及び基点第214号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、田辺市芳養町紀勢本線芳養川鉄橋下流端、同市旧会津橋下流端、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第192号 日高郡みなべ町堺地先通称菊見島に設置した標識 基点第193号 日高郡みなべ町田辺市界に設置した標識 基点第208号 田辺市新庄町島ノ巣ガブタキに設置した標識 基点第209号 田辺市神楽島南端に設置した標識 基点第212号 田辺市烏島南端に設置した標識 基点第213号 田辺市新庄町二本松西端に設置した標識 基点第214号 田辺市西牟婁郡白浜町界に設置した標識 基点第215号 西牟婁郡白浜町池田湾湾奥より同湾左岸第2出鼻に設置した標識 ア 基点第209号から田辺市神島西端見通し線上360mの点 イ 基点第213号から239° - 32' 335mの点 ウ 基点第208号から205° - 27' 258mの点 エ 基点第215号から27° - 20' 71mの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがけい漁業 さざえ・かき・いそのも漁業 にまいがけい漁業 たこ漁業 えむし漁業 いせえび漁業 せみえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺網漁業 かに刺網漁業 うつぼ龍漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町、磯間、新庄町、神島台、たきない町	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。
和共第28号	和歌山南漁業協同組合 紀州日高漁業協同組合	田辺市沖島、灘島地先	田辺市沖島の最大高潮時海岸線と同線より沖合200mの等距離線によって囲まれた区域及び田辺市灘島の最大高潮時海岸線と同線より沖合200mの等距離線によって囲まれた区域	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) いせえび漁業 せみえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	日高郡みなべ町堺、田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町、磯間、西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。
和共第30号	和歌山南漁業協同組合 新庄漁業協同組合 堅田漁業協同組合	田辺市及び西牟婁郡白浜町地先	次の基点第193号、基点第192号、ア、基点第201号、イ、ウ及び基点第232号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第192号 日高郡みなべ町堺地先通称菊見島に設置した標識 基点第193号 日高郡みなべ町田辺市界に設置した標識 基点第194号 日高郡みなべ町森の鼻南端に設置した標識 基点第201号 田辺市灘島南端に設置した標識 基点第209号 田辺市神楽島南端に設置した標識 基点第232号 西牟婁郡白浜町番所の崎突端に設置した標識 ア 基点第194号から基点第201号見通し線と基点第192号から240° - 27' の方位線との交点 イ 基点第209号から田辺市神島西端見通し線上360mの点	第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) あなご龍漁業 (第三種共同漁業) いわし船曳網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町、磯間、新庄町、神島台、たきない町、西牟婁郡白浜町堅田、才野、中、富田、椿、字名なし地区	いわし船曳網漁業は、日の出から日没までの間無動力船(機船船びき網漁業の許可を受けたものを除く。)のみにより曳き回すものに限り、目合5mm以下の網を用いてはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和共第3 1号	和歌山南漁業協同組 合 堅田漁業協同組合	西牟婁郡白浜町地先	次の基点第214号、ア、イ、ウ、基点第212号、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び基点第242号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、西牟婁郡白浜町紀勢本線富田川鉄橋下流端、その他内水面との接続部によっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第214号 田辺市西牟婁郡白浜町界に設置した標識 基点第215号 西牟婁郡白浜町池田湾湾奥より同湾左岸第2出鼻に設置した標識 基点第212号 田辺市島島南端に設置した標識 基点第208号 田辺市新庄町島ノ鼻ガブタキに設置した標識 基点第213号 田辺市新庄町二本松西端に設置した標識 基点第232号 西牟婁郡白浜町番所の岬突端に設置した標識 基点第234号 西牟婁郡白浜町大島北西端に設置した標識 基点第235号 西牟婁郡白浜町旧白浜鴨居界に設置した標識 基点第236号 西牟婁郡白浜町鴨居中界に設置した標識 基点第238号 西牟婁郡白浜町中大浜中央基点に設置した標識 基点第241号 西牟婁郡白浜町榑烽火ノ鼻ヴィラ榑(3号館)北端に設置した標識 基点第242号 西牟婁郡白浜町榑日置界仏崎に設置した標識 ア 基点第215号から27° -20′ 71mの点 イ 基点第208号から205° -27′ 258mの点 ウ 基点第213号から白浜町丸山南端見通し線と基点第212号から小鞠山島頂点見通し線との交点 エ 基点第232号から0° -27′ 900mの点 オ 基点第232号から275° -27′ 1, 500mの点 カ 基点第234号から260° -27′ 1, 000mの点 キ 基点第235号から204° -27′ 600mの点 ク 基点第236号から210° -27′ 1, 000mの点 ケ 基点第238号から198° -30′ 1, 050mの点 コ 基点第241号から340° -00′ 1, 250mの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ・ひろめ漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがい漁業 さざえ・かき・いその漁業 にまいがい漁業 たこ漁業 えむし漁業 いせえび漁業 せみえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺網漁業 かに刺網漁業 うづぼ籠漁業 かに籠漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	西牟婁郡白浜町堅田、才野、中、富田、榑、字名なし地区	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。
和共第3 2号	堅田漁業協同組合 和歌山南漁業協同組合 新庄漁業協同組合	田辺市加納地先	田辺市加納の最大高潮時海岸線と同線より沖合100mの等距離線によって囲まれた区域	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 いせえび漁業 せみえび漁業 うに漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺網漁業 うづぼ籠漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	田辺市新庄町、神島台、たきない町、西牟婁郡白浜町堅田、才野、中、富田、榑、字名なし地区	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。
和共第3 3号	和歌山南漁業協同組合 紀州日高漁業協同組合 新庄漁業協同組合 堅田漁業協同組合	西牟婁郡白浜町番所の崎地先	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第232号 西牟婁郡白浜町番所の岬突端に設置した標識 ア 基点第232号から270° -03′ 2, 350mの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) いせえび漁業 せみえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	日高郡みなべ町山内、壇田、堺、田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町、磯間、新庄町、神島台、たきない町、西牟婁郡白浜町堅田、才野、中、富田、榑、字名なし地区	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和共第34号	和歌山南漁業協同組合	西牟婁郡白浜町中地先	次の基点第236号、ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第236号 西牟婁郡白浜町鴨居中界に設置した標識 基点第238号 西牟婁郡白浜町中大浜中央基点に設置した標識 ア 基点第236号から210° -27' 370mの点 イ アから富田川河口堤防南端見通し線と力からウ見通し線との交点 ウ 基点第238号から244° -57' 2,000mの点 エ 基点第238号から194° -27' 2,000mの点 オ 基点第238号から151° -57' 320mの点 カ 基点第238号から304° -27' 363mの点	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) 雑魚地曳網漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	西牟婁郡白浜町中	なし
和共第35号	和歌山南漁業協同組合	西牟婁郡白浜町日置、塩野地先	次の基点第242号、ア、イ及び基点第247号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあつては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第242号 西牟婁郡白浜町樺日置界仏崎に設置した標識 基点第247号 西牟婁郡白浜町すさみ町界小石の鼻に設置した標識 ア 基点第242号から270° -27' 1,400mの点 イ 基点第247号から205° -17' 1,200mの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこふし漁業 ばい・まがきがい漁業 さざえ・かき・いその漁業 いせえび漁業 せみえび漁業 うに漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺網漁業 うつぼ籠漁業 かに籠漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	西牟婁郡白浜町日置、安宅、塩野	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。
和共第36号	和歌山南漁業協同組合	西牟婁郡すさみ町地先	次の基点第247号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第255号の各点を順次に結んだ線、西牟婁郡すさみ町口和深地先三ツ石の距岸200m等距離線、最大高潮時海岸線、周参見川下流第二橋梁下流端、その他内水面との接続部にあつては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第247号 西牟婁郡白浜町すさみ町界小石の鼻に設置した標識 基点第251号 西牟婁郡すさみ町口和深黒崎突端に設置した標識 基点第253号 西牟婁郡すさみ町江住江須崎地先通称カイル島突端に設置した標識 基点第255号 西牟婁郡すさみ町東牟婁郡串本町界に設置した標識 ア 基点第247号から205° -17' 1,200mの点 イ 基点第251号から172° -35' 590mの点 ウ 基点第251号から152° -25' 500mの点 エ 基点第253号から204° -30' 480mの点 オ 基点第255号から200° -47' 1,000mの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこふし漁業 いせえび漁業 せみえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺網漁業 うつぼ籠漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	西牟婁郡すさみ町周参見、口和深、見老津、江住、里野	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和共第37号	和歌山東漁業協同組合	東牟婁郡串本町和深から關野川に至る地先	次の基点第255号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びヒケの各点を順次に結んだ線、ケからコに至る距岸500mの等距離線、コとサを結んだ線、サからシに至る距岸250mの等距離線、シ、東牟婁郡串本町關野川地先一の島東端、ス及び基点第275号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第255号 西牟婁郡すさみ町東牟婁郡串本町界に設置した標識 基点第257号 東牟婁郡串本町横島南端に設置した標識 基点第258号 東牟婁郡串本町双島南端に設置した標識 基点第259号 東牟婁郡串本町田並野なぎ漁港西防波堤基部に設置した標識 基点第261号 東牟婁郡串本町田並大島頂上に設置した標識 基点第262号 東牟婁郡串本町串本有田界地蔵の鼻に設置した標識 基点第263号 東牟婁郡串本町高富二色界に設置した標識 基点第265号 東牟婁郡串本町潮岬地先沖のモヅジ頂上に設置した標識 基点第269号 東牟婁郡串本町出雲出雲崎突端に設置した標識 基点第271号 東牟婁郡串本町串本出雲界に設置した標識 基点第275号 東牟婁郡串本町關野川姫界に設置した標識 ア 基点第255号から200° -47' 1,000mの点 イ 基点第257号から200° -37' 150mの点 ウ 基点第258号から200° -37' 100mの点 エ 基点第259号から204° -30' 1,560mの点 オ 基点第261号から187° -37' 580mの点 カ 基点第261号から187° -37' 1,000mの点 キ 基点第262号から155° -45' 860mの点 ク 基点第263号から186° -00' 1,100mの点 ケ 基点第265号から基点第263号見返し線上距岸500m点 コ 基点第269号から84° -13' の方位線上距岸500m点 サ 基点第269号から東牟婁郡串本町二子島南端見通し	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがい漁業 さざえ・かき・いそのもの漁業 にまいがい漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 雑魚刺網漁業 かに刺網漁業 うつぼ龍漁業 かに龍漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、關野川	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。
和共第38号	和歌山東漁業協同組合	東牟婁郡串本町紀伊大島地先	東牟婁郡串本町紀伊大島及び通夜島の距岸350mの等距離線、同町杵我島の距岸100mの等距離線、同町樫野崎地先小鰹島の距岸150mの等距離線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域。ただし、通夜島地先虎出礁から距岸100m以西の区域を除く。	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがい漁業 さざえ・かき・いそのもの漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 雑魚刺網漁業 うつぼ龍漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	東牟婁郡串本町串本、大島、須江、樫野	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和共第39号	和歌山東漁業協同組合	東牟婁郡串本町姫から津荷に至る地先	次の基点第275号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第303号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、東牟婁郡串本町紀勢本線古座川鉄橋下流端、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第275号 東牟婁郡串本町闇野川姫界に設置した標識 基点第300号 東牟婁郡串本町古座川右岸河口の突端より西へ28mの点に設置した標識 基点第302号 東牟婁郡串本町古座津荷界に設置した標識 基点第303号 東牟婁郡串本町田原ヘクサビ宝島界に設置した標識 ア 基点第275号から東牟婁郡串本町戸島崎地先金山小瀬見通し線上364mの点 イ 基点第300号から東牟婁郡串本町金山見通し線上2,740mの点 ウ エから180°－37′ 1,600mの点 エ カから東牟婁郡串本町檜野崎地先小鯉島見通し線上1,000mの点 オ 基点第303号から146°－37′ 1,200mの点 カ 基点第302号から175°－37′ 145mの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがいがい漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺網漁業 かに刺網漁業 うつぼ籠漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東牟婁郡串本町闇野川、姫、姫川、伊串、神野川、西向、古座、上野山、中湊、津荷、田原	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。
和共第42号	和歌山東漁業協同組合	東牟婁郡那智勝浦町浦神地先	次のア、イ、ウ、エ及び基点第318号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、太田川下里大橋上流端、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第306号 東牟婁郡串本町那智勝浦町界に設置した標識 基点第318号 東牟婁郡那智勝浦町太地町界に設置した標識 ア 基点第306号から138°－05′ の方位線と最大高潮時海岸線との交点 イ アから138°－05′ 900mの点 ウ 基点第318号から148°－43′ 1,725mの点 エ 基点第318号から135°－33′ 1,000mの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがいがい漁業 さざえ・かき・いその漁業 にまいがいがい漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺網漁業 かに刺網漁業 しろうお敷網漁業 うつぼ籠漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東牟婁郡那智勝浦町浦神、下里、粉白、八尺鏡野	刺網漁業及び敷網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和共第43号	太地町漁業協同組合	東牟婁郡太地町地先	次の基点第318号、ア、イ、ウ、基点第336号、オ、エ及び基点第335号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域。ただし、基点第331号、力及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。 基点第318号 東牟婁郡那智勝浦町太地町界に設置した標識 基点第319号 東牟婁郡太地町梶取崎突端に設置した標識 基点第320号 東牟婁郡太地町燈明崎突端山見跡展望台下に設置した標識 基点第325号 東牟婁郡太地町太地森浦界に設置した標識 基点第331号 東牟婁郡那智勝浦町湯川太地町太地界に設置した標識 基点第335号 東牟婁郡太地町太地那智勝浦町湯川界に設置した標識 基点第336号 東牟婁郡太地町鯉島に設置した標識 基点第340号 東牟婁郡那智勝浦町福井の鼻に設置した標識 ア 基点第318号から135° -33' 1,000mの点 イ 基点第319号から137° -33' 1,000mの点 ウ 基点第320号から46° -33' の方位線とオから基点第336号見通し線との交点 エ 基点第335号から137° -23' 220mの点 オ 基点第340号から261° -33' の方位線上同基点と対岸との中央の点 力 キから東牟婁郡那智勝浦町鶴島南端見通し線と基点第331号から基点第325号見通し線との交点 キ 北緯33° 35' 59"、東経135° 55' 45" の点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがい漁業 さざえ・かき・いその漁業 にまいがい漁業 たこ漁業 えむし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 雑魚刺網漁業 かに刺網漁業 うつぼ籠漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東牟婁郡太地町	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。
和共第44号	太地町漁業協同組合 和歌山東漁業協同組合 紀州勝浦漁業協同組合	東牟婁郡那智勝浦町二河地先	次のア、イ及び基点第331号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、湯川川下流第三橋梁下流端、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第325号 東牟婁郡太地町太地森浦界に設置した標識 基点第331号 東牟婁郡那智勝浦町湯川太地町太地界に設置した標識 ア 北緯33° 35' 59"、東経135° 55' 45" の点 イ アから東牟婁郡那智勝浦町鶴島南端見通し線と基点第331号から基点第325号見通し線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがい漁業 さざえ・かき・いその漁業 にまいがい漁業 たこ漁業 えむし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺網漁業 かに刺網漁業 うつぼ籠漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東牟婁郡太地町、那智勝浦町二河、湯川、築地、勝浦、北浜、朝日、天満、浜ノ宮、橋ノ川、川間、井関、市野々	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和共第45号	紀州勝浦漁業協同組合 和歌山東漁業協同組合	東牟婁郡那智勝浦町湯川から浜ノ宮に至る地先		次の基点第335号、ア、イ、基点第336号、ウ、エ、オ及び基点第350号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあつては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第335号 東牟婁郡太地町太地那智勝浦町湯川界に設置した標識 基点第336号 東牟婁郡太地町鰐島に設置した標識 基点第340号 東牟婁郡那智勝浦町福井の鼻に設置した標識 基点第349号 東牟婁郡那智勝浦町勝浦天満界に設置した標識 基点第350号 東牟婁郡那智勝浦町狗子ノ川右岸河口堤防に設置した標識 基点第351号 東牟婁郡那智勝浦町太平石頂上に設置した標識 基点第352号 東牟婁郡那智勝浦町駒が崎南端に設置した標識 ア 基点第335号から138° -23' 220mの点 イ 基点第340号から261° -33' の方位線上同基点と対岸との中央点 ウ 基点第336号から基点第352号見通し線と東牟婁郡那智勝浦町金光坊島頂上から同町網切島見通し線との交点 エ 東牟婁郡那智勝浦町金光坊島頂上から同町網切島見通し線と基点第349号から同町ナキワノ鼻見通し線との交点 オ 基点第349号から東牟婁郡那智勝浦町ナキワノ鼻見通し線と基点第350号から基点第351号見通し線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがい漁業 さざえ・かき・いそのも漁業 にまいがい漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺網漁業 かに刺網漁業 うつぼ龍漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	東牟婁郡那智勝浦町二河、湯川、築地、勝浦、北浜、朝日、天満、浜ノ宮、橋ノ川、川関、井関、市野々	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。
和共第46号	新宮漁業協同組合 三輪崎漁業協同組合	新宮市地先		次のア、イ、ウ、エ、オ及び基点第356号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあつては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域、ただし、基点第356号、キ、ク、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線、シとスを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。 基点第356号 東牟婁郡那智勝浦町新宮市界佐野川松瀬橋南詰より24m南に設置した標識 基点第359号 新宮市三輪崎新宮界にある境界岩頂上に設置した標識 基点第360号 熊野川河口右岸防潮堤北端に設置した標識 ア 基点第360号から68° -36' 196mの点 イ 基点第360号から105° -00' 1, 076mの点 ウ イから139° -03' 1, 548mの点 エ カから139° -03' 2, 500mの点 オ 基点第356号から106° -33' 2, 497mの点 カ 基点第359号から52° -33' 60mの点 キ 基点第356号から106° -33' 1, 447mの点 ク キから27° 02' 350mの点 ケ クから350° -02' 250mの点 コ ケから26° -02' 710mの点 サ コから351° -02' 400mの点 シ スから160° -32' 270mの点 ス 新宮港既設護岸前面西詰から70° -02' 180mの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いそのも漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺網漁業 かに籠漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地曳網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新宮市佐野、三輪崎、新宮、王子町	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和共第47号	紀州日高漁業協同組合 由良町漁業協同組合 比井崎漁業協同組合	日高郡由良町神谷及び 日高町志賀地先	次の基点第293号と基点第166号及び基点 第294号の各点を順次に結んだ線、基点第16 2号、基点第161号及び基点第167号を順次 に結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって 囲まれた区域。ただし、日高郡日高町蟻島の最 大高潮時海岸線と同線より沖合200mの等距 離線によって囲まれた区域を除く。 基点第162号 日高郡由良町神谷通称水流れ の鼻に設置した標識 基点第166号 日高郡日高町蟻島陸地測量部 三角点に設置した標識 基点第167号 日高郡由良町日高町界に設置 した標識 基点第161号 日高郡由良町鳶島頂点に設置 した標識 基点第293号 日高郡由良町神谷神谷崎南端 に設置した標識 基点第294号 日高郡日高町方杭方杭崎西端 に設置した標識	第二種共同漁業	(第二種共同漁業) かに籠漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日ま で	団体	日高郡由良町神谷、吹 井、江ノ駒、網代、里、 阿戸、日高町志賀、方 杭	なし
和共第48号	雑賀崎漁業協同組合 和歌山北漁業協同組合	和歌山市雑賀崎及び田 野地先	次の基点第19号、ア、イ及び基点第21号の 各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線に よって囲まれた区域 基点第19号 和歌山市雑賀崎田野界に設置し た標識 基点第21号 和歌山市田野波早崎最南端に設 置した標識 ア 基点第19号から202° -50' 1.660m の点 イ 基点第21号から202° -50' 1.000m の点	第一種共同漁業、第二 種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いその漁 業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日ま で	団体	和歌山市雑賀崎、西 浜、田野	刺網漁業は、網漁具 を敷設して行うものに 限る。
和共第49号	和歌山北漁業協同組合	和歌山市田野地先	次の基点第21号、ア、イ及び基点第24号の 各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線に よって囲まれた区域 基点第21号 和歌山市田野浪早崎南端に設置 した標識 基点第24号 和歌山市田野新和歌浦界に設置 した標識 ア 基点第21号から202° -50' 1.000m の点 イ 基点第24号から174° -40' 900mの 点	第一種共同漁業、第二 種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いその漁 業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日ま で	団体	和歌山市田野	刺網漁業は、網漁具 を敷設して行うものに 限る。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和共第50号	海南市漁業協同組合	和歌山市毛見及び海南市冷水地先	次の基点第40号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ及び基点第50号の各点を順次に結んだ線、基点第43号と基点第44号を結んだ線、フ、ヘ、ホ、マ、ミ、ム、メ、モ、基点第47号及び基点第48号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点第40号 和歌山市毛見布引界に設置した標識 基点第42号 和歌山市毛見御前岩に設置した標識 基点第43号 海南埋立地西護岸西側法線見通し線と和歌山市毛見旧関西電力火力発電所埋立地護岸との交差位置に設置した標識 基点第44号 海南埋立地西護岸北西端に設置した標識 基点第46号 海南港北防波堤上端西側の線と海南埋立地護岸上端西側の線との交点に設置した標識 基点第47号 海南港北防波堤先端に設置した標識 基点第48号 海南港南防波堤先端に設置した標識 基点第50号 海南市冷水下津町界に設置した標識 ア 基点第40号から258° -20' 1,000mの点 イ アからヒ見通し線上100mの点 ウ 基点第42号から305° -30' 464mの点 エ 基点第42号から296° -00' 416mの点 オ 基点第42号から327° -30' 218mの点 カ 基点第42号から334° -00' 200mの点 キ 基点第42号から338° -00' 178mの点 ク 基点第42号から340° -30' 150mの点 ケ 基点第42号から339° -00' 123mの点 コ 基点第42号から235° -00' 50mの点 サ 基点第42号から205° -20' 82mの点 シ 基点第42号から186° -30' 119mの点 ス 基点第42号から172° -00' 155mの点 セ 基点第42号から159° -40' 190mの点 ソ 基点第44号から269° -00' 215mの点 タ 基点第44号から262° -00' 179mの点 チ 基点第44号から249° -30' 163mの点 ツ 基点第44号から236° -00' 170mの点 テ 基点第44号から227° -30' 200mの点 ト 基点第46号から353° -30' 300mの点 ナ 基点第46号から345° -30' 252mの点 ニ 基点第46号から332° -00' 234mの点 ヌ 基点第46号から318° -20' 256mの点 ネ 基点第46号から311° -00' 303mの点 ノ 基点第46号から296° -00' 973mの点 ハ ヒからア見通し線上765mの点 ヒ 基点第50号から339° -20' 500mの点 フ 基点第46号から15° -30' 290mの点 ヘ 基点第46号から8° -00' 291mの点 ホ 基点第46号から356° -30' 258mの点 マ 基点第46号から352° -30' 240mの点 ミ 基点第46号から348° -54' 231mの点 ム 基点第46号から325° -30' 190mの点 メ 基点第46号から318° -00' 177mの点 モ 基点第46号から236° -00' 230mの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ・ひろめ・め漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがい漁業 さざえ・かき・いそのもの漁業 にまいがい漁業 たこ漁業 えむし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚刺網漁業 かに刺網漁業 いわし・あじ・さば敷網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	和歌山市毛見、海南市冷水	刺網及び敷網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。
和共第52号	和歌山東漁業協同組合	東牟婁郡串本町田原地先	次の基点第303号、ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、田原川下流第三橋梁下流端、その他内水面との接続部にあつては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第303号 東牟婁郡串本町田原ヘクスビ宝島界に設置した標識 基点第304号 東牟婁郡串本町森戸崎南端に設置した標識 基点第306号 東牟婁郡串本町那智勝浦町界に設置した標識 ア 基点第303号から146° -37' 1,200mの点 イ 基点第304号から139° -52' 1,200mの点 ウ エから138° -05' 900mの点 エ 基点第306号から138° -05' の方位線と最大高潮時海岸線との交点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがい漁業 さざえ・かき・いそのもの漁業 たこ漁業 えむし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 雑魚刺網漁業 かに刺網漁業 うつぼ龍漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東牟婁郡串本町田原	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和共第53号	宇久井漁業協同組合	東牟婁郡那智勝浦町宇久井地先		次の基点第350号、ア、イ、ウ及び基点第356号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第349号 東牟婁郡那智勝浦町勝浦天満界に設置した標識 基点第350号 東牟婁郡那智勝浦町狗子ノ川右岸河口堤防に設置した標識 基点第351号 東牟婁郡那智勝浦町太平石頂上に設置した標識 基点第356号 東牟婁郡那智勝浦町新宮市界佐野川松瀬橋南詰より24m南に設置した標識 ア 基点第349号から東牟婁郡那智勝浦町ナキワノ鼻見通し線と基点第350号から基点第351号見通し線との交点 イ アから129° - 33' 3, 850mの点 ウ 基点第356号から106° - 33' 2, 497mの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがい漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 雑魚刺網漁業 かに刺網漁業 うづぼ龍漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東牟婁郡那智勝浦町狗子ノ川、高津気、宇久井	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。
和共第200号	加太漁業協同組合	和歌山市加太地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア 基点第10号から275° - 30' 2, 160mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	和歌山市加太、深山、大川	なし
和共第201号	加太漁業協同組合	和歌山市加太地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア 基点第10号から239° - 15' 4, 360mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	和歌山市加太、深山、大川	なし
和共第202号	加太漁業協同組合	和歌山市加太地先		次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア 基点第10号から3° - 57' 3, 360mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	和歌山市加太、深山、大川	なし
和共第203号	加太漁業協同組合	和歌山市加太地先		次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア 基点第10号から318° - 19' 4, 320mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	和歌山市加太、深山、大川	なし
和共第205号	加太漁業協同組合	和歌山市加太地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第8号 和歌山市加太沖ノ島平栄ノ鼻三ツ岩の西岩中央部に設置した標識 ア 基点第8号から210° - 58' 910mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	和歌山市加太、深山、大川	なし
和共第206号	加太漁業協同組合	和歌山市加太地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア 基点第10号から205° - 30' 1, 630mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	和歌山市加太、深山、大川	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和共第207号	加太漁業協同組合	和歌山市加太地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉崎灯台基部南西に設置した標識 ア 基点第10号から334° - 20' 2, 280mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	和歌山市加太、深山、大川	なし
和共第208号	加太漁業協同組合	和歌山市加太地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉崎灯台基部南西に設置した標識 ア 基点第10号から252° - 10' 1, 870mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	和歌山市加太、深山、大川	なし
和共第209号	加太漁業協同組合	和歌山市加太地先		次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉崎灯台基部南西に設置した標識 ア 基点第10号から312° - 00' 3, 080mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	和歌山市加太、深山、大川	なし
和共第210号	加太漁業協同組合	和歌山市加太地先		次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉崎灯台基部南西に設置した標識 ア 基点第10号から224° - 20' 2, 920mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	和歌山市加太、深山、大川	なし
和共第211号	加太漁業協同組合	和歌山市加太沖ノ島地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第8号 和歌山市加太沖ノ島平栄ノ鼻三ツ岩の西岩中央部に設置した標識 ア 基点第8号から255° - 25' 1, 800mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	和歌山市加太、深山、大川	なし
和共第212号	加太漁業協同組合	和歌山市加太沖ノ島地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第4号 和歌山市加太神島南西部に設置した標識 ア 基点第4号から321° - 05' 270mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	和歌山市加太、深山、大川	なし
和共第215号	有田箕島漁業協同組合	有田市宮崎町宮崎ノ鼻地先		次のアを中心とし、120mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第92号 有田市宮崎町宮崎ノ鼻突端に設置した標識 ア 基点第92号から288° - 07' 1, 070mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	有田市港町、宮崎町(ただし、1200番代から1400番代の番地で表示される住所の地区(以下「逢井」という。)を除く。)、箕島	なし
和共第221号	有田箕島漁業協同組合	有田市初島町地ノ島地先		次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第76号 有田市初島町地ノ島通称大礫に設置した標識 ア 基点第76号から200° - 00' 290mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	有田市初島町浜、里	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和共第222号	有田箕島漁業協同組合	有田市宮崎町逢井地先		次のアを中心とし、60mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第97号 有田市宮崎町黒島通称庄衛門に設置した標識 ア 基点第97号から157° - 11' 340mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	有田市宮崎町のうち逢井	なし
和共第223号	有田箕島漁業協同組合	有田市宮崎町逢井地先		次のアを中心とし、50mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第99号 有田市宮崎町仏磯西端に設置した標識 ア 基点第99号から158° - 00' 330mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	有田市宮崎町のうち逢井	なし
和共第224号	有田箕島漁業協同組合	有田市宮崎町逢井地先		次のアを中心とし、40mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第98号 有田市宮崎町逢井満越岩中央部に設置した標識 ア 基点第98号から221° - 40' 210mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	有田市宮崎町のうち逢井	なし
和共第225号	有田箕島漁業協同組合	有田市千田地先		次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第102号 有田市千田千田漁港北防波堤基部中央部に設置した標識 ア 基点第102号から231° - 29' 660mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	有田市千田	なし
和共第227号	有田箕島漁業協同組合	有田市宮崎町矢櫃地先		次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第93号 有田市宮崎町剣崎突端に設置した標識 ア 基点第93号から235° - 20' 370mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	有田市港町、宮崎町(ただし、逢井を除く。)、箕島	なし
和共第228号	湯浅湾漁業協同組合	有田郡湯浅町地先ノ瀬西方		次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第142号 日高郡由良町衣奈黒島通称鶴の糞に設置した標識 ア 基点第142号から12° - 50' 2, 130mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	有田郡湯浅町田、栖原、湯浅、広川町広、山本、西広、唐尾	なし
和共第229号	紀州日高漁業協同組合	日高郡由良町衣奈地先		次のアを中心とし、120mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第139号 日高郡由良町衣奈地先通称カプト岩突端に設置した標識 ア 基点第139号から45° - 40' 480mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高郡由良町三尾川、衣奈	なし
和共第230号	紀州日高漁業協同組合	日高郡由良町衣奈地先		次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第139号 日高郡由良町衣奈地先通称カプト岩突端に設置した標識 ア 基点第139号から40° - 18' 1, 390mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高郡由良町三尾川、衣奈	なし
和共第231号	紀州日高漁業協同組合	日高郡由良町衣奈黒島地先		次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第142号 日高郡由良町衣奈黒島通称鶴の糞に設置した標識 ア 基点第142号から243° - 30' 860mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高郡由良町三尾川、衣奈	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和共第232号	紀州日高漁業協同組合	日高郡由良町衣奈黒島地先	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第142号 日高郡由良町衣奈黒島通称鶴の糞に設置した標識 ア 基点第142号から340° -20' 240mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高郡由良町三尾川、衣奈	なし
和共第233号	紀州日高漁業協同組合	日高郡由良町小引十九島地先	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第150号 日高郡由良町小引十九島通称ドサ梶取に設置した標識 ア 基点第150号から284° -26' 610mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高郡由良町戸津井、小引	なし
和共第234号	紀州日高漁業協同組合	日高郡由良町小引地先	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第150号 日高郡由良町小引十九島通称ドサ梶取に設置した標識 ア 基点第150号から196° -30' 530mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高郡由良町戸津井、小引	なし
和共第235号	紀州日高漁業協同組合	日高郡由良町小引十九島地先	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第150号 日高郡由良町小引十九島通称ドサ梶取に設置した標識 ア 基点第150号から286° -27' 170mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高郡由良町戸津井、小引	なし
和共第236号	紀州日高漁業協同組合	日高郡日高町阿尾地先	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第173号 日高郡日ノ御崎地先大倉礁頂上に設置した標識 ア 基点第173号から311° -15' 3, 120 mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高郡由良町戸津井、小引	なし
和共第237号	紀州日高漁業協同組合	日高郡由良町大引地先	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第155号 日高郡由良町大引大礮頂上に設置した標識 ア 基点第155号から257° -37' 1, 620 mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高郡由良町大引	なし
和共第238号	由良町漁業協同組合	日高郡日高町蟻島地先	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第157号 日高郡由良町神谷畑島地先平礮岩頂上に設置した標識 ア 基点第157号から218° -15' 1, 170 mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高郡由良町神谷、吹井	なし
和共第239号	由良町漁業協同組合	日高郡由良町神谷地先	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第157号 日高郡由良町神谷畑島地先平礮岩頂上に設置した標識 ア 基点第157号から189° -30' 518mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高郡由良町神谷、吹井	なし
和共第244号	比井崎漁業協同組合	日高郡日高町阿尾地先	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第172号 日高郡日高町阿尾蛇ノ鼻に設置した標識 ア 基点第172号から346° -15' 700mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高郡日高町志賀、方杭、小浦、津久野、比井、産湯、阿尾	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和共第246号	比井崎漁業協同組合	日高郡日ノ御崎地先		次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第173号 日高郡日ノ御崎地先大倉礁頂上に設置した標識 ア 基点第173号から232° -30' 1, 560mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高郡日高町志賀、方杭、小浦、津久野、比井、産湯、阿尾	なし
和共第247号	比井崎漁業協同組合	日高郡日高町阿尾地先		次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第172号 日高郡日高町阿尾蛇ノ鼻に設置した標識 ア 基点第172号から289° -40' 250mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高郡日高町志賀、方杭、小浦、津久野、比井、産湯、阿尾	なし
和共第248号	三尾漁業協同組合	日高郡美浜町三尾地先		次のアを中心とし、150mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第175号 日高郡美浜町三尾蟹取島頂上に設置した標識 ア 基点第175号から148° -46' 1, 690mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高郡美浜町三尾	なし
和共第249号	紀州日高漁業協同組合 三尾漁業協同組合	日高郡美浜町地先		次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第175号 日高郡美浜町三尾蟹取島頂上に設置した標識 ア 基点第175号から206° -21' 4, 440mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高郡美浜町三尾、和田、吉原、浜ノ瀬、田井、御坊市名屋、名屋町、御坊、蘭、島、塩屋町、名田町	なし
和共第250号	紀州日高漁業協同組合 三尾漁業協同組合	日高郡美浜町地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第179号 御坊市鯉島中央部に設置した標識 ア 基点第179号から267° -48' 3, 620mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高郡美浜町三尾、和田、吉原、浜ノ瀬、田井	なし
和共第251号	紀州日高漁業協同組合	御坊市名田町地先		次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第179号 御坊市鯉島中央部に設置した標識 ア 基点第179号から210° -33' 3, 860mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	御坊市塩屋町、名田町	なし
和共第252号	紀州日高漁業協同組合	御坊市名田町地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第179号 御坊市鯉島中央部に設置した標識 ア 基点第179号から183° -05' 3, 265mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	御坊市塩屋町、名田町	なし
和共第253号	紀州日高漁業協同組合	日高郡印南町地先		次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第188号 日高郡印南町切目崎に設置した標識 ア 基点第188号から242° -15' 9, 020mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高郡印南町津井、印南、西ノ地、島田、山口	なし
和共第254号	紀州日高漁業協同組合	日高郡印南町地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第188号 日高郡印南町切目崎に設置した標識 ア 基点第188号から264° -39' 3, 780mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高郡印南町津井、印南、西ノ地、島田、山口	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和共第255号	紀州日高漁業協同組合	日高郡印南町地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第188号 日高郡印南町切目崎に設置した標識 ア 基点第188号から283° -30' 3, 200mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高郡印南町津井、印南、西ノ地、島田、山口	なし
和共第256号	和歌山南漁業協同組合 紀州日高漁業協同組合 新庄漁業協同組合 堅田漁業協同組合	西牟婁郡白浜町番所の崎地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第232号 西牟婁郡白浜町番所の崎突端に設置した標識 ア 基点第232号から278° -45' 4, 100mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高郡みなべ町堺、田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町、磯間、新庄町、神島台、たきない町、西牟婁郡白浜町堅田、才野、中、富田、椿、字名なし地区	なし
和共第261号	和歌山南漁業協同組合	西牟婁郡白浜町瀬戸崎地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第232号 西牟婁郡白浜町番所の崎突端に設置した標識 ア 基点第232号から233° -11' 5, 250mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	なし
和共第262号	和歌山南漁業協同組合	西牟婁郡白浜町瀬戸崎地先		次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第237号 西牟婁郡白浜町中舟流島中央部に設置した標識 ア 基点第237号から277° -25' 5, 020mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	なし
和共第263号	和歌山南漁業協同組合	西牟婁郡白浜町椿地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第237号 西牟婁郡白浜町中舟流島中央部に設置した標識 ア 基点第237号から201° -00' 5, 420mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	なし
和共第264号	和歌山南漁業協同組合	西牟婁郡白浜町日置地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第243号 西牟婁郡白浜町日置市江崎に設置した標識 ア 基点第243号から164° -18' 2, 020mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、日置、安宅、塩野、字名なし地区	なし
和共第265号	和歌山南漁業協同組合	西牟婁郡白浜町日置地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第243号 西牟婁郡白浜町日置市江崎に設置した標識 ア 基点第243号から206° -18' 1, 600mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、日置、安宅、塩野、字名なし地区	なし
和共第266号	和歌山南漁業協同組合	西牟婁郡すさみ町周参見地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第248号 西牟婁郡すさみ町周参見オン崎通称ヤジバエ中央部に設置した標識 ア 基点第248号から173° -20' 1, 225mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西牟婁郡すさみ町周参見	なし
和共第269号	紀州勝浦漁業協同組合 和歌山東漁業協同組合 太地町漁業協同組合 宇久井漁業協同組合 三輪崎漁業協同組合	東牟婁郡太地町燈明崎地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第320号 東牟婁郡太地町燈明崎突端山見跡展望台下に設置した標識 ア 基点第320号から101° -33' 2, 000mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東牟婁郡太地町、那智勝浦町二河、蒲川、築地、勝浦、北浜、朝日、天流、浜ノ宮、橋ノ川、川間、井間、市野々、狗子ノ川、高津気、宇久井、新宮市三輪崎、佐野	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和共第270号	宇久井漁業協同組合 和歌山東漁業協同組合 太地町漁業協同組合 紀州勝浦漁業協同組合 三輪崎漁業協同組合	東牟婁郡那智勝浦町 太平石地先	次のアを中心とし、1,000mの半径をもって 画いた線によって囲まれた区域 基点第351号 東牟婁郡那智勝浦町太平石頂 上に設置した標識 ア 基点第351号から109° -39' 810mの 点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	東牟婁郡太地町、那智勝浦 町二河、湯川、築地、勝浦、北 浜、朝日、天満、浜ノ宮、橋ノ 川、川間、井間、市野々、狗子 ノ川、高津氣、宇久井、新宮 市三輪崎、佐野	なし
和共第271号	紀州勝浦漁業協同組合 和歌山東漁業協同組合 太地町漁業協同組合 宇久井漁業協同組合 三輪崎漁業協同組合	東牟婁郡那智勝浦町 山成島地先	次のアを中心とし、100mの半径をもって画い た線によって囲まれた区域 基点第336号 東牟婁郡太地町鯉島に設置し た標識 ア 基点第336号から39° -15' 1,675m の点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	東牟婁郡太地町、那智勝浦 町二河、湯川、築地、勝浦、北 浜、朝日、天満、浜ノ宮、橋ノ 川、川間、井間、市野々、狗子 ノ川、高津氣、宇久井、新宮 市三輪崎、佐野	なし
和共第272号	三輪崎漁業協同組合 太地町漁業協同組合 紀州勝浦漁業協同組合 宇久井漁業協同組合	新宮市三輪崎地先	次のアを中心とし、100mの半径をもって画い た線によって囲まれた区域 基点第357号 新宮市三輪崎孔島と鈴島を結 ぶ堤防孔島付根に設置した標識 ア 基点第357号から89° -30' 3,870m の点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	東牟婁郡太地町、那智勝浦 町二河、湯川、築地、勝浦、北 浜、朝日、天満、浜ノ宮、橋ノ 川、川間、井間、市野々、狗子 ノ川、高津氣、宇久井、新宮 市三輪崎、佐野	なし
和共第273号	紀州日高漁業協同組合 三尾漁業協同組合	日高郡美浜町地先	次のアを中心とし、200mの半径をもって画い た線によって囲まれた区域 基点第179号 御坊市鯉島中央部に設置した 標識 ア 基点第179号から264° -17' 4,640 mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	日高郡美浜町三尾、和 田、吉原、浜ノ瀬、田井	なし
和共第274号	加太漁業協同組合	和歌山市加太地先	次のアを中心とし、200mの半径をもって画い た線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉崎灯台基部 南西に設置した標識 ア 基点第10号から280° -42' 3,070m の点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	和歌山市加太、深山、 大川	なし
和共第275号	加太漁業協同組合	和歌山市加太地先	次のアを中心とし、200mの半径をもって画い た線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉崎灯台基部 南西に設置した標識 ア 基点第10号から265° -50' 2,520m の点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	和歌山市加太、深山、 大川	なし
和共第276号	加太漁業協同組合	和歌山市加太地先	次のアを中心とし、200mの半径をもって画い た線によって囲まれた区域 基点第5号 和歌山市加太城ヶ崎突端に設置し た標識 ア 基点第5号から356° -35' 3,360mの 点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	和歌山市加太、深山、 大川	なし
和共第277号	加太漁業協同組合	和歌山市加太沖ノ島地 先	次のアを中心とし、200mの半径をもって画い た線によって囲まれた区域 基点第4号 和歌山市加太神島南西部に設置 した標識 ア 基点第4号から278° -00' 1,640mの 点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	和歌山市加太、深山、 大川	なし
和共第278号	和歌山南漁業協同組合	西牟婁郡白浜町瀬戸 崎地先	次のアを中心とし、200mの半径をもって画い た線によって囲まれた区域 基点第232号 西牟婁郡白浜町番所の崎突端 に設置した標識 ア 基点第232号から204° -47' 3,640 mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	西牟婁郡白浜町才野、 中、富田、椿、字名なし 地区	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和共第280号	和歌山南漁業協同組合	西牟婁郡白浜町椿地先	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第237号 西牟婁郡白浜町中舟流島中央部に設置した標識 ア 基点第237号から214° -02' 6, 060mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	なし
和共第281号	和歌山南漁業協同組合	西牟婁郡白浜町椿地先	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第237号 西牟婁郡白浜町中舟流島中央部に設置した標識 ア 基点第237号から208° -35' 6, 140mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、日置、安宅、塩野、字名なし地区	なし
和共第282号	和歌山南漁業協同組合	西牟婁郡白浜町椿地先	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第237号 西牟婁郡白浜町中舟流島中央部に設置した標識 ア 基点第237号から194° -22' 6, 060mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	なし
和共第283号	湯浅湾漁業協同組合	有田郡広川町鷹島地先	次のアを中心とし、50mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第130号 有田郡広川町鷹島通称赤ゲの鼻に設置した標識 ア 基点第130号から240° -20' 172mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	有田郡広川町広、山本、西広、唐尾	なし
和共第284号	加太漁業協同組合	和歌山市加太地先	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア 基点第10号から313° -45' 1, 860mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	和歌山市加太、深山、大川	なし
和共第285号	三輪崎漁業協同組合 太地町漁業協同組合 紀州勝浦漁業協同組合 宇久井漁業協同組合	新宮市三輪崎地先	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第357号 新宮市三輪崎孔島と鈴島を結ぶ堤防孔島付根に設置した標識 ア 基点第357号から70° -48' 4, 300mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東牟婁郡太地町、那智勝浦町二河、湯川、築地、勝浦、北浜、朝日、天満、浜ノ宮、橋ノ川、川間、井間、市野々、狗子ノ川、高津氣、宇久井、新宮市三輪崎、佐野	なし
和共第286号	加太漁業協同組合	和歌山市加太地先	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア 基点第10号から296° -30' 3, 130mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	和歌山市加太、深山、大川	なし
和共第287号	有田箕島漁業協同組合	有田市宮崎町地先	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第96号 有田市宮崎町馬島中央部に設置した標識 ア 基点第96号から242° -06' 512mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	有田市港町、宮崎町(ただし、逢井を除く。)、箕島	なし
和共第288号	三尾漁業協同組合 紀州日高漁業協同組合	日高郡美浜町地先	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第179号 御坊市鯉島中央部に設置した標識 ア 基点第179号から273° -00' 4, 260mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高郡美浜町三尾、和田、吉原、浜ノ瀬、日井	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和共第289号	紀州日高漁業協同組合 三尾漁業協同組合	日高郡美浜町地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第179号 御坊市鯉島中央部に設置した標識 ア 基点第179号から262° -38' 3, 870mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高郡美浜町三尾、和田、吉原、浜ノ瀬、田井	なし
和共第292号	雑賀崎漁業協同組合	和歌山市雑賀崎地先		次のアを中心とし、50mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第17号 和歌山市雑賀崎中ノ島通称イサギ場南端に設置した標識 ア 基点第17号から121° -20' 200mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	和歌山市雑賀崎、西浜	なし
和共第293号	加太漁業協同組合	和歌山市加太地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉嶋灯台基部南西に設置した標識 ア 基点第10号から301° -45' 2, 820mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	和歌山市加太、深山、大川	なし
和共第294号	紀州日高漁業協同組合	御坊市名田町地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第179号 御坊市鯉島中央部に設置した標識 ア 基点第179号から220° -25' 2, 875mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	御坊市塩屋町、名田町	なし
和共第295号	紀州日高漁業協同組合	御坊市名田町地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第179号 御坊市鯉島中央部に設置した標識 ア 基点第179号から200° -56' 3, 000mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	御坊市塩屋町、名田町	なし
和共第296号	紀州日高漁業協同組合	御坊市名田町地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第179号 御坊市鯉島中央部に設置した標識 ア 基点第179号から175° -42' 3, 880mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	御坊市塩屋町、名田町	なし
和共第297号	紀州日高漁業協同組合	日高郡由良町大引地先		次のアを中心とし、150mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第155号 日高郡由良町大引大礫頂上に設置した標識 ア 基点第155号から238° -25' 530mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高郡由良町大引	なし
和共第298号	加太漁業協同組合	和歌山市加太地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉嶋灯台基部南西に設置した標識 ア 基点第10号から268° -30' 3, 250mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	和歌山市加太、深山、大川	なし
和共第299号	加太漁業協同組合	和歌山市加太沖ノ島地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第370号 和歌山市加太友ヶ島灯台基部に設置した標識 ア 基点第370号から45° -00' 2, 410mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	和歌山市加太、深山、大川	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和共第300号	加太漁業協同組合	和歌山市加太地先		次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア 基点第10号から278° - 30' 3, 410mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	和歌山市加太、深山、大川	なし
和共第301号	加太漁業協同組合	和歌山市加太地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア 基点第10号から245° - 15' 4, 400mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	和歌山市加太、深山、大川	なし
和共第302号	加太漁業協同組合	和歌山市加太地ノ島地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第1号 大阪府和歌山県界に設置した標識 ア 基点第1号から257° - 00' 3, 690mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	和歌山市加太、深山、大川	なし
和共第303号	加太漁業協同組合	和歌山市加太地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア 基点第10号から287° - 40' 1, 760mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	和歌山市加太、深山、大川	なし
和共第304号	比井崎漁業協同組合	日高郡日高町中磯地先		次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第169号 日高郡日高町比井中磯中央部に設置した標識 ア 基点第169号から309° - 00' 810mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高郡日高町志賀、方杭、小浦、津久野、比井、産湯、阿尾	なし
和共第305号	比井崎漁業協同組合	日高郡日高町中磯地先		次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第169号 日高郡日高町比井中磯中央部に設置した標識 ア 基点第169号から284° - 00' 540mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高郡日高町志賀、方杭、小浦、津久野、比井、産湯、阿尾	なし
和共第306号	紀州日高漁業協同組合	日高郡日高町蟻島地先		次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第157号 日高郡由良町神谷畑島地先平礫岩頂上に設置した標識 ア 基点第157号から207° - 50' 1, 250mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高郡由良町江ノ駒、網代、里、阿戸	なし
和共第307号	加太漁業協同組合	和歌山市加太地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア 基点第10号から345° - 30' 2, 640mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	和歌山市加太、深山、大川	なし
和共第308号	加太漁業協同組合	和歌山市加太地ノ島地先		次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第370号 和歌山市加太友ヶ島灯台基部に設置した標識 ア 基点第370号から51° - 20' 4, 174mの点	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	和歌山市加太、深山、大川	なし